

開発行為等許可申請手数料一覧

那須塩原市建設部都市計画課

○都市計画法第29条

申請事項 開発区域 等の面積	自己の居住用の建築物に 係るもの	自己の業務用の建築物又は自己の業務用の 特定工作物の建設に係るもの	その他（非自己用）
0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000
0.6ha以上1ha未満	86,000	120,000	260,000
1ha以上3ha未満	130,000	200,000	390,000
3ha以上6ha未満	170,000	270,000	510,000
6ha以上10ha未満	220,000	340,000	660,000
10ha以上	300,000	480,000	870,000

○都市計画法第35条の2

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、その手数料の額は、87万円とする。	イ	ロ	ハ
	開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ上表に規定する額に10分の1を乗じて得た額	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ上表に規定する額（注）	その他の変更については、10,000円

（注）新たに編入される開発区域が0.1haの場合は次のとおり

自己居住用：8,600円

自己業務用：13,000円

その他（非自己用）：86,000円